

■高知県土佐の木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">高知県土佐の木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱</p> <p>本文 第1条（略）</p> <p>（定義） 第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条及び第2条に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>（1）土佐材 高知県内で生育した樹木を、森林関係法令上合法的に伐採し、その丸太を原料として高知県内の製材所等で加工された製材品等をいう。</p> <p>（2）土佐材住宅等 県外において土佐材（原則として、乾燥されたものとする。）を使用して新築（増改築を含む。）される住宅（法律で加入義務がある場合は、瑕疵担保責任保険加入住宅とする。）又は施設等をいう。</p> <p>（3）土佐材モデル住宅 県外において、土佐材（原則として、乾燥されたものとする。）を使用して建築し、消費者に対して1年以上の展示を行う住宅（展示用建築物として使用するものを含む。）であって、建物内部から土佐材の構造材（梁、桁、柱等をいう。）<u>が</u>3材面以上見える箇所を設けたものをいう。</p> <p>（4）土佐材非住宅建築物等 県外において土佐材（原則として、乾燥されたものとする。）を使用し、別表第2に規定する木質建材を一つ以上使用する<u>非住宅</u>建築物（集合住宅を含む。）又は<u>次号</u>の建築物をいう。</p> <p>（5）土佐材モデル的商業施設等 県外の複数の都道府県で施設を整備・運営する事業者が、県外において土佐材（原則として、乾燥されたものとする。）を使用してモデル的に建築する不特定多数の者が利用する商業用店舗又は保育・福祉用等の公共性の高い施設であって、知事が認めるものをいう。</p> <p><u>（6）高知モデル 集成材（土佐材を100パーセント用いて製造したものに限る。）を接合した門型ラーメンフレームを主構造に使用した3階又は4階建ての木造建築物のうち県外で建設されるものをいう。</u></p> <p><u>（7）土佐材パートナー企業 県外において、第2号から前号までに規定する建物の建築及び土佐材を使用した内装等のリフォーム（以下「土佐材使用建築」という。）を促進するため、自ら積極的に土佐材の普及活動を推進する工務店、建築会社、設計事務所、住宅関連企業等で組織する団体等（第5号に規定する施設にあつては、施主）をいう。</u></p> <p><u>（8）リフォーム 既存住宅等の修繕又は模様替えを行う工事であって、建築基準法上に定められている建築には該当しない行為をいう。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>第3条（略）</p> <p>（土佐材パートナー企業の登録） 第4条 補助金を受けようとする者は、あらかじめ土佐材パートナー企業として登録を受けなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">高知県土佐の木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱</p> <p>本文 第1条（略）</p> <p>（定義） 第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条及び第2条に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>（1）土佐材 高知県内で生育した樹木を、森林関係法令上合法的に伐採し、その丸太を原料として高知県内の製材所等で加工された製材品等をいう。</p> <p>（2）土佐材住宅等 県外において土佐材（原則として、乾燥されたものとする。）を使用して新築（増改築を含む。）される住宅（法律で加入義務がある場合は、瑕疵担保責任保険加入住宅とする。）又は施設等をいう。</p> <p>（3）土佐材モデル住宅 県外において、土佐材（原則として、乾燥されたものとする。）を使用して建築し、消費者に対して1年以上の展示を行う住宅（展示用建築物として使用するものを含む。）であって、建物内部から<u>の</u>土佐材の構造材（梁、桁、柱等をいう。）3材面以上<u>が</u>見える箇所を設けたものをいう。</p> <p>（4）土佐材非住宅建築物等 県外において土佐材（原則として、乾燥されたものとする。）を使用し、別表第2に規定する木質建材を一つ以上使用する建築物（集合住宅を含む。）又は<u>第2条（5）</u>の建築物をいう。</p> <p>（5）土佐材モデル的商業施設等 県外の複数の都道府県で施設を整備・運営する事業者が、県外において土佐材（原則として、乾燥されたものとする。）を使用してモデル的に建築する不特定多数の者が利用する商業用店舗又は保育・福祉用等の公共性の高い施設であって、知事が認めるものをいう。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（6）土佐材パートナー企業 県外において、第2号から前号までに規定する建物の建築及び土佐材を使用した内装等のリフォーム（以下「土佐材使用建築」という。）を促進するため、自ら積極的に土佐材の普及活動を推進する工務店、建築会社、設計事務所、住宅関連企業等で組織する団体等（前号に規定する施設にあつては、施主）をいう。</u></p> <p><u>（7）リフォーム 既存住宅等の修繕又は模様替えを行う工事であって、建築基準法上に定められている建築には該当しない行為をいう。</u></p> <p><u>（8）モデルルーム等 マンションのモデルルーム又はモデルハウスであって、補助対象木製品の導入時から展示期間が半年以上あるものをいう。</u></p> <p>第3条（略）</p> <p>（土佐材パートナー企業の登録） 第4条 補助金を受けようとする者は、あらかじめ土佐材パートナー企業として登録を受けなければならない。<u>ただ</u></p>

- 2 前項の登録を受けることができる者は、第2条第7号に掲げる者とする。
- 3 第1項の規定による登録を受けようとする者は、別記第1号様式による登録申請書に別記第2号様式による土佐材利用・普及活動計画書を添えて、知事に提出しなければならない。

第5条～第7条（略）

（土佐材パートナー企業の責務）

- 第8条 土佐材パートナー企業は、登録証等を掲示し、土佐材の利用及び普及活動に努めなければならない。
- 2 土佐材パートナー企業は、本事業の実施が明らかになったときは、その年度に係る土佐材利用・普及活動計画書を別記第2号様式により知事に提出しなければならない。
 - 3 土佐材パートナー企業は、別表第1の1及び2に掲げる土佐材普及活動を行わなければならない。ただし、第2条第5号に規定する施設の施主は、別表第1の1又は2の活動どちらか一方でも可とする。
 - 4 第2項に規定する計画書を提出した土佐材パートナー企業は、翌年度の4月30日までに当該年度の活動実績について、別記第5号様式による土佐材利用・普及活動実績報告書を知事に提出しなければならない。

第9条（略）

（申込み）

第10条 補助金の交付を受けようとする者（以下この条において「申込者」という。）は、土佐材使用建築の実施が明らかになったときは別記第6号様式に、高知県産品贈呈事業の実施が明らかになったときは別記第7号様式による申込書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の関係書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 土佐材使用建築において、建築確認が必要な場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項の規定による確認済証の写し
 - (2) 前号の建築確認を要しない場合にあつては、建築基準法第15条に規定する建築工事届済みであることの証明書の写し。ただし、建築工事届を必要としない場合は、この限りでない。
 - (3) 第2条第8号に規定するリフォームにあつては、施工面積の分かる資料
 - (4) 高知県産品贈呈事業にあつては、イベント活動の具体的な内容が分かる資料（チラシ、企画書等）

（削除）

- 3 知事は、第1項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を別記第8号様式による高知県土佐の木の住まい普及推進事業費補助金申込みの審査結果通知書により当該申込者に通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の申込書を受理した後、必要に応じて現地調査を行うことができるものとし、当該申込者は、当該現地調査に協力しなければならない。
- 5 申込者は、第1項の申込書の記載内容に重要な変更が生じたとき又は申込みの取消しを行うときは、別記第9号様式による高知県土佐の木の住まい普及推進事業申込内容変更（取消し）届出書を知事に提出しなければならない。

し、協働の森パートナーズ協定又は包括協定を高知県と締結している企業については、この限りでない。

- 2 前項の登録を受けることができる者は、第2条第6号に掲げる者とする。
- 3 第1項の規定による登録を受けようとする者は、別記第1号様式による登録申請書に別記第2号様式による土佐材利用・普及活動計画書を添えて、知事に提出しなければならない。

第5条～第7条（略）

（補助事業者及び土佐材パートナー企業の責務）

- 第8条 土佐材パートナー企業は、登録証等を掲示し、土佐材の利用及び普及活動に努めなければならない。
- 2 補助事業者及び登録済みの土佐材パートナー企業は、毎年4月30日までにその年度に係る土佐材利用・普及活動計画書を別記第2号様式により知事に提出しなければならない。ただし、その年度において、本事業を利用しないことが明らかなきときは、これを省略することができる。
 - 3 補助事業者及び土佐材パートナー企業は、別表第1の1及び2に掲げる土佐材普及活動を行わなければならない。ただし、第2条第5号に規定する施設の施主又は協働の森パートナーズ協定若しくは包括協定を高知県と締結している企業にあつては、別表第1の1又は2の活動どちらか一方でも可とする。
 - 4 第2項に規定する計画書を提出した補助事業者及び土佐材パートナー企業は、翌年度の4月30日までに当該年度の活動実績について、別記第5号様式による土佐材利用・普及活動実績報告書を知事に提出しなければならない。

第9条（略）

（申込み）

第10条 補助金の交付を受けようとする者（以下この条において「申込者」という。）は、土佐材使用建築の実施が明らかになったときは別記第6号様式に、高知県産品贈呈事業の実施が明らかになったときは別記第7号様式に、木に親しむ空間づくり事業の実施が明らかになったときは別記第8号様式による申込書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の関係書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 土佐材使用建築において、建築確認が必要な場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項の規定による確認済証の写し
 - (2) 前号の建築確認を要しない場合にあつては、建築基準法第15条に規定する建築工事届済みであることの証明書の写し。ただし、建築工事届を必要としない場合は、この限りでない。
 - (3) 第2条第8号に規定するリフォームにあつては、施工面積の分かる資料
 - (4) 高知県産品贈呈事業にあつては、イベント活動の具体的な内容が分かる資料（チラシ、企画書等）
 - (5) 木に親しむ空間作り事業にあつては、購入予定木製品の概要及び金額が分かる資料（カタログ等）

- 3 知事は、第1項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を別記第9号様式による高知県土佐の木の住まい普及推進事業費補助金申込みの審査結果通知書により当該申込者に通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の申込書を受理した後、必要に応じて現地調査を行うことができるものとし、当該申込者は、当該現地調査に協力しなければならない。
- 5 申込者は、第1項の申込書の記載内容に重要な変更が生じたとき又は申込みの取消しを行うときは、別記第10号様式による高知県土佐の木の住まい普及推進事業申込内容変更（取消し）届出書を知事に提出しなければならない。

6 前項の重要な変更とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 申込者の住所又は氏名の変更（登録事項の変更を行った場合を除く。）
- (2) 土佐材使用建築における土佐材使用予定量の5立方メートルを超える増加
- (3) 工期の変更（建築物の引渡予定日が年度を超えるもの及び2月以前から同じ年度内の3月に変更になるものに限る。）
- (4) 高知県産品贈呈事業における支出予定額の2万円を超える増加

（補助金の交付の申請）

第11条 前条第1項の規定による申込みを行い、同条第3項の規定により補助事業として適当であることの通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、土佐材使用建築が完了した場合又は高知県産品贈呈事業が終了した場合において、補助金の交付の申請を行うことができる。

2 前項の規定による土佐材使用建築が完了した場合の申請は別記第10号様式による補助金交付申請書に別表第3に掲げる関係書類を添えて行うものとし、その時期は原則として4月、6月、9月及び12月とし、1月1日から3月10日までにあつては随時とする。ただし、年間の申請件数が5件未満となるものについては、この限りでない。

3 第1項の規定による高知県産品贈呈事業が終了した場合の申請は、別記第11号様式による補助金交付申請書に別表第3に掲げる関係書類を添えて、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額し行うものとする。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第12号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(削除)

4 土佐材使用建築にあつては第1項及び第2項の規定によるもののほか、毎年度2月末日までの引渡しに係る申請は、当該年度の3月10日（閉庁日の場合は、その直後の開庁日）までに提出しなければならない。また、高知県産品贈呈事業にあつても、前項の規定によるもののほか、毎年度2月末日までの実施に係る事業の申請は、当該年度の3月10日（閉庁日の場合は、その直後の開庁日）までに提出しなければならない。土佐材使用建築を3月に引き渡す場合又は高知県産品贈呈事業を3月に実施する場合については、事業実施の翌年度に当事業が予算措置された場合に限り、翌年度に申請することができるものとする。

（補助金の交付の決定）

第12条 知事は、前条第2項又は第3項の補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否及びその額を決定する。

6 前項の重要な変更とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 申込者の住所又は氏名の変更（登録事項の変更を行った場合を除く。）
- (2) 土佐材使用建築における土佐材使用予定量の5立方メートルを超える増加
- (3) 工期の変更（建築物の完成が年度を超えるものに限る。）
- (4) 高知県産品贈呈事業及び木に親しむ空間づくり事業における支出予定額の2万円を超える増加

（補助金の交付の申請）

第11条 前条第1項の規定による申込みを行い、同条第3項の規定により補助事業として適当であることの通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、土佐材使用建築が完了した場合又は高知県産品贈呈事業が終了した場合木に親しむ空間づくり事業が完了した場合において、補助金の交付の申請を行うことができる。

2 前項の規定による土佐材使用建築が完了した場合の申請は別記第11号様式による補助金交付申請書に別表第3に掲げる関係書類を添えて行うものとし、その時期は原則として4月、6月、9月及び12月とし、1月1日から3月10日までにあつては随時とする。ただし、年間の申請件数が5件未満となるものについては、この限りでない。

3 第1項の規定による高知県産品贈呈事業が終了した場合の申請は、別記第12号様式による補助金交付申請書に別表第3に掲げる関係書類を添えて、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額し、補助事業実施年度の3月10日までに提出すること。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第14号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

4 第1項の規定による木に親しむ空間づくり事業が完了した場合の申請は、別記第13号様式による補助金交付申請書に別表第3に掲げる関係書類を添えて、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額し、補助事業実施年度の3月10日までに提出すること。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第14号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

5 土佐材使用建築にあつては前2項の規定によるもののほか、毎年度2月末日までの引渡しに係る申請は、当該年度の3月10日（閉庁日の場合は、その直後の開庁日）までに提出しなければならない。なお、その他の事業にあつても当該年度の3月10日（閉庁日の場合は、その直後の開庁日）までに提出しなければならない。土佐材使用建築を3月に引き渡す場合又は高知県産品贈呈事業若しくは木に親しむ空間づくり事業を3月に実施する場合については、事業実施の翌年度に当事業が予算措置された場合に限り、翌年度に申請することができるものとする。

（補助金の交付の決定）

第12条 知事は、前条第2項、第3項又は第4項の補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否及びその額を決定する。

2 (略)

(補助の条件)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る土佐材の入荷及び高知県産品の贈呈に関する支出の証拠書類並びに土佐材の普及活動に関する書類を補助事業が完了した翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、前条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
- (5) 補助事業の対象となった第2条第3号に規定する施設については、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(6) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

第14条～ (略)

附則

1 (略)

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第13条第1号、第2号及び第5号並びに第14条並びに第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(略)

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 (略)

(補助の条件)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る土佐材の入荷、高知県産品の贈呈及び高知県産木製品の購入に関する支出の証拠書類並びに土佐材の普及活動に関する書類を補助事業が完了した翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、前条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
- (5) 補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(6) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

(7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

第14条～ (略)

附則

1 (略)

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第13条第1号、第2号及び第5号から第7号まで、第14条並びに第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(略)

(新設)

別表第2 (第3条関係)			
事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率
①土佐材住宅等建築事業	土佐材パートナー企業	土佐材使用量5 m3以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費	定額：5,000円/m3 <u>ただし、横架材(※)については1万円/m3</u> (上限： <u>1企業当たり、100万円+横架材の使用量×5,000円</u>) 上限は①と⑤の合計
②土佐材モデル住宅建築事業	土佐材パートナー企業	土佐材使用量10m3以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費	定額：15,000円/m3 <u>ただし、横架材(※)については2万円/m3</u> (上限： <u>1企業当たり、100万円+横架材の使用量×5,000円</u>)
③土佐材非住宅建築物等事業	土佐材パートナー企業	土佐材使用量10m3以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費(ただし、以下の(ア)から(エ)までのいずれか一つ以上に該当すること) (ア) (イ) 略 (ウ) JAS製材品を <u>土佐材使用量の10分の1以上</u> 使用している。 (エ) 略	定額：1万円/m3 <u>ただし、横架材(※)については15,000円/m3</u> (上限： <u>1企業当たり、100万円+横架材の使用量×5,000円</u>)
④高知モデル建築事業	<u>土佐材パートナー企業</u>	<u>高知モデルの建築に係る土佐材の使用に要する経費</u>	定額：2万円/m3 (上限： <u>100万円/棟</u>)
⑤土佐材リフォーム事業	土佐材パートナー企業	土佐材使用量30m2以上の内装等のリフォームに係る土佐材の使用に要する経費	定額：1,000円/m2 (上限： <u>1企業当たり、100万円+事業区分①における横架材の使用量×5,000円</u>) 上限は①と⑤の合計
⑥高知県産品贈呈事業	土佐材パートナー企業	別表第1の2に定めるイベント活動において、 <u>高知県をPRするために顧客に配布する</u> 一般財団法人高知県地産外商公社を利用して購入する高知県産品又は高知県内の企業が木材を原料とし製作した製品の <u>購入に要する経費</u>	定額：3,000円以内/世帯 (上限：10万円/企業)

別表第2 (第3条関係)			
事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率
①土佐材住宅等建築事業	土佐材パートナー企業	土佐材使用量5 m3以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費	定額：5,000円/m3 (上限： <u>100万円/企業</u>) 上限は①と④の合計
②土佐材モデル住宅建築事業	土佐材パートナー企業	土佐材使用量10m3以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費	定額：15,000円/m3 (上限： <u>100万円/企業</u>)
③土佐材非住宅建築物等事業	土佐材パートナー企業	土佐材使用量10m3以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費(ただし、以下の(ア)から(エ)までのいずれか一つ以上に該当すること) (ア) (イ) 略 (ウ) JAS製材品を使用している (エ) 略	定額：1万円/m3 (上限： <u>100万円/企業</u>)
(新設)			
④土佐材リフォーム事業	土佐材パートナー企業	土佐材使用量30m2以上の内装等のリフォームに係る土佐材の使用に要する経費	定額：1,000円/m2 (上限： <u>100万円/企業</u>) 上限は①と④の合計
⑤高知県産品贈呈事業	土佐材パートナー企業	別表第1の2に定めるイベント活動において、 <u>顧客に配布し、高知県をPRするために</u> 一般財団法人高知県地産外商公社を利用して購入する高知県産品又は高知県内の企業が木材を原料とし製作した製品	定額：3,000円以内/世帯 (上限：10万円/企業)

<p><u>(削除)</u></p>				<p>⑥木に親しむ空間づくり事業</p>	<p>土佐材パートナー企業、協働の森パートナー協定若しくは包括協定を高知県と締結している企業、又は高知県から認証・登録を受けた県外の飲食店</p>	<p>高知県産材を使った家具、木工品、木製遊具等の木製品を①から④までの事業と同時に導入する場合、又は公共的施設、事務所及び店舗(協働の森パートナーズ協定若しくは包括協定を高知県と締結している企業又は高知県から認証・登録を受けた県外の飲食店に限る)、モデルルーム等に導入する場合の木製品の購入経費</p>	<p>対象経費の3割以内 (上限：100万円/企業) 補助金額下限15,000円/回</p>
--------------------	--	--	--	----------------------	---	--	--

※横架材とは、建築物の梁、桁、床梁、胴差、小屋梁、母屋等水平方向又は水平成分を有する方向に設置する構造材(土台は除く。)をいう。

別表第3 (第11条関係)

申請書に添付すべき関係書類

1. 土佐材使用建築 (事業区分①～⑤)

(1) 土佐材の使用材積が確認できるもの

原則として、納材業者（プレカット工場、製品市場等）が、高知県内の製材工場で加工されたことを証明する土佐材使用明細書等とする。ただし、高知県内の製材工場から、直接納材された場合は製材工場の納品書の写しで、これに代えることができるものとする。

(2)～(4) (略)

(5) 写真

①土佐材住宅等建築事業 : 施工中の外観、完成後の外観及び内観写真をそれぞれ1枚以上

②土佐材モデル住宅建築事業 : ①と同様

③土佐材非住宅建築物等事業 : ①に加え、別表第2に規定する木質建材の施工中及び完成後の写真をそれぞれ1枚以上

④高知モデル建築事業 : ①に加え、建築中の構造部（ラーメンフレーム）の写真を1枚以上

⑤土佐材リフォーム事業 : 施工前、施工中及び施工後の写真をそれぞれ1枚以上

(6) (略)

2. 高知県産品贈呈事業 (事業区分⑥)

(1)～(2) (略)

(3) 写真

次の写真をそれぞれ1枚以上提出すること

・イベント会場の遠景写真

・土佐材のPR資材（のぼり旗、ポスター等）が写っている写真

・イベント実施中の様子を写した写真

(4) (略)

(削除)

別記第1号～第12号様式

※様式の変更内容は別紙のとおり

別表第3 (第11条関係)

申請書に添付すべき関係書類

1. 土佐材使用建築

(1) 土佐材の使用材積が確認できるもの

原則として、納材業者（プレカット工場、製品市場等）が、高知県内の製材工場で加工されたことを証明する土佐材使用明細書とする。ただし、高知県内の製材工場から、直接納材された場合は製材工場の納品書の写しで、これに代えることができるものとする。

(2)～(4) (略)

(5) 写真

施工中の外観、完成後の外観及び内観写真をそれぞれ1枚以上

(土佐材非住宅建築物にあつては、上記に加え別表第2に規定する木質建材の施工中及び完成後の写真をそれぞれ1枚以上。リフォームにあつては、施工前、施工中、施工後の写真をそれぞれ1枚以上)

(6) (略)

2. 高知県産品贈呈事業

(1)～(2) (略)

(3) 写真

実施写真3枚以上

(4) (略)

3. 木に親しむ空間づくり事業

(1) 木製品購入の領収書

(2) 導入した木製品と導入先の状況写真

(3) 対象木製品が県産材を使用していることが確認することができる書類

別記第1号～第14号様式